

東京医科歯科大学医学部附属病院感染制御部規則

平成25年10月31日
規則第100号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院感染制御部（以下「感染制御部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 感染制御部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、医療関連感染の予防、教育活動及び医療関連感染発生時に速やかに対応するため、また、抗菌薬を適正に使用するため、管理・指導を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 感染制御部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療関連感染予防の監視に関すること。
- (2) 医療関連感染予防と対策について、各診療科及び中央診療施設等への教育に関すること。
- (3) 医療関連感染発生時の対応に関する指導・助言。
- (4) 医療関連感染に関する情報の収集、調査及び分析に関すること。
- (5) 感染対策上のファシリティマネジメントの監視に関すること。
- (6) 感染対策上のコンサルテーションに関すること。
- (7) 抗菌薬使用の支援に関すること（モニタリング及びフィードバック）。
- (8) 抗菌薬使用の適正化に関すること。
- (9) 適切な微生物検査・臨床検査のための体制整備に関すること。
- (10) 抗菌薬使用の評価測定実施に関すること。
- (11) 抗菌薬適正使用の教育や啓発に関すること。
- (12) 感染制御上、必要と思われる事項。

(職員及び職務)

第4条 感染制御部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 教員
 - (4) 医療技術職員
 - (5) その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、感染制御部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。

- 6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
- 7 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
- 8 職員のうち医師1名及びその他の職員2名は専任とする。

(選考)

- 第5条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。
- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
 - 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
 - 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
 - 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
 - 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(雑則)

- 第6条 感染制御部の運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。
- 2 この規則に定めるもののほか、感染制御部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

- 第7条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成25年10月31日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月19日規則第37号）

この規則は、平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年2月17日規則第14号）

この規則は、平成27年2月17日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規則第35号）

この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。